平成２３年（フ）第７９号
大分市大字旦野原880番地の64
債務者　堅島　崇之
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６号
青森県八戸市小中野２丁目13番３号　光洋荘３号室、前住所青森県八戸市大字湊町字久保44番地189　浪岡アパートＡ
債務者　木村富江子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
松江市上乃木７丁目１番28号　厚生センター東雲寮、前住所松江市春日町272番地　吉岡アパート２号
債務者　奥田　敏男
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９号
富山市石坂新27番地２　雇用促進住宅１棟206号
債務者　村田　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
富山市下赤江町１丁目１番42号、前住所東京都西東京市北原町３丁目２番25―310号
債務者　長谷川圭一
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２号
青森県上北郡野辺地町字野辺地366番地
債務者　中谷　純逸
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
青森県上北郡野辺地町字野辺地366番地
債務者　中谷　優子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４２９号
名古屋市西区庄内通５丁目１番地
債務者　森永　泰二
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０７号
名古屋市守山区小幡中２丁目18番14号　アーバンハイツ山口201号
債務者　喫茶＆寿司佐田こと　佐田　　誠
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８号
青森市大字新城字山田367番地14
債務者　澤田　光昭
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
青森市大字新城字山田367番地14
債務者　澤田　久子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５３４号
名古屋市港区稲永２丁目13番62号　ライオンズガーデン稲永706号
債務者　村上　尚美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４１０号
大阪市西成区津守３丁目４番20号
債務者　増野　邦子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３９号
大阪市東成区深江北３丁目21番16号　ハイライフ深江405号
債務者　中野　　護
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３６号
大阪府池田市空港１丁目３番12号
債務者　松本　尚子
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３７号
大阪市住吉区浅香１丁目２番５―409号
債務者　吉田　　悠（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４３号
大阪府東大阪市俊徳町２丁目９番21号　ベルハイム俊徳道211号
債務者　眞鍋　　剛
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

第明治三十五種郵便物認可